

第6編 伊那中央行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

伊那中央行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成19年3月27日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約については、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。